

健疾発0625第1号  
平成22年6月25日

各 { 都道府県 }  
      { 指定都市 } 衛生主管部（局）長 殿  
      { 中核市 }

厚生労働省健康局疾病対策課長

臓器移植と検視その他の犯罪捜査に関する手続  
との関係等について（通知）

標記については、平成9年10月8日付け健医疾発第20号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知を示しているところですが、第171回通常国会において、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号。以下「改正法」という。）が成立し、平成21年7月17日に公布されています。

改正法の施行日は、既に施行された部分を除き、公布の日から起算して1年を経過した日（平成22年7月17日）とされていることから、今般、上記通知を別添新旧対照表のとおり改正し、平成22年7月17日から施行することとしました。

つきましては、貴職におかれては、その趣旨を踏まえ、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

なお、本通知の内容については、関係省庁とも協議済みですので、念のため申し添えます。

おって、改正後全文を参考として添付したので、ご活用下さい。